

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年3月2日

【会社名】 大阪有機化学工業株式会社

【英訳名】 OSAKA ORGANIC CHEMICAL INDUSTRY LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上 林 泰 二

【本店の所在の場所】 大阪市中央区安土町1丁目7番20号

【電話番号】 大阪(06)6264-5071(代)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 本 田 宗 一

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区安土町1丁目7番20号

【電話番号】 大阪(06)6264-5071(代)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 本 田 宗 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年2月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年2月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金15円 総額 336,000,705円

ロ 効力発生日

平成30年2月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、上林泰二、林優司、安藤昌幸、鎮目清明、本田宗一、小笠原元見、安原徹、瀧中孝之を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、檜山洋子を選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される鎮目泰昌氏および松永光正氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任するものであります。

第5号議案 退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

本総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、重任された取締役上林泰二、林優司、安藤昌幸、鎮目清明、本田宗一、安原徹、瀧中孝之の各氏および監査役永柳宗美、吉村勲、檜山洋子の各氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することとし、その支給の時期は、各取締役および各監査役のそれぞれの退任時とし、具体的な金額、支給の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

第6号議案 当社取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1千万円以内とするものであります。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	180,335	65	15	(注) 1	可決 96.99
第2号議案 取締役8名選任の件					
上林泰二	176,338	4,061	15	(注) 2	可決 94.84
林優司	178,882	1,518	15		可決 96.20
安藤昌幸	178,906	1,494	15		可決 96.22
鎮目清明	178,782	1,618	15		可決 96.15
本田宗一	178,906	1,494	15		可決 96.22
小笠原元見	178,846	1,554	15		可決 96.18
安原徹	178,418	1,982	15		可決 95.95
瀧中孝之	178,848	1,552	15		可決 96.19
第3号議案 監査役1名選任の件					
檜山洋子	179,971	429	15	(注) 2	可決 96.79
第4号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件	170,002	10,398	15	(注) 1	可決 91.43
第5号議案 退職慰労金制度廃止 に伴う退職慰労金打 切り支給の件	163,379	17,021	15	(注) 1	可決 87.87
第6号議案 当社取締役(社外取 締役を除く)に対す る譲渡制限付株式の 付与のための報酬決 定の件	180,093	307	15	(注) 1	可決 96.85

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。